

# 家族介護用品支給のご利用案内

令和4年4月

<p>(要介護者) 介護を受けている 方の要件</p>	<p>次の①～③のすべてに該当する方</p> <p>①市内に住民登録がある方</p> <p>②介護保険で<b>要介護度4または5</b>の認定を受けた、介護用品を必要とする 65歳以上の方（特定疾病による介護保険第2号被保険者の方を含む）</p> <p>③当該年度の市民税が非課税世帯で、かつ在宅の方（<b>入院・入所は不可</b>）</p>
<p>(申請者) 支給対象となる方 の要件</p>	<p>次の①～③のすべてに該当する方</p> <p>①上記の方（要介護者）を在宅で介護している家族の方</p> <p>②主たる介護者の世帯の当該年度の市民税が非課税であること *4月～6月の申請時は前年度の市民税（要介護者も同様）</p> <p>③ 市内に住民登録がある方</p>
<p>※注意事項</p>	<p>毎年7月に、要介護者及び主たる介護者の世帯の課税状況が条件に合致（市民税非課税）しているか調査を行います。合致しない場合は利用終了を通知します。</p>
<p>提出書類</p>	<p>① <b>支給申請書</b></p> <p>②<b>市民税課税証明書</b>（下記※参照） ※申請書の同意欄に署名をしていただいた場合は、提出不要です ※申請書類を調査した後、結果を通知します。 ※該当年度の1月1日時点で他市に住民登録がある方は証明書が必要です。</p>
<p>申請場所</p>	<p>長寿介護課窓口</p>
<p>利用の方法</p>	<p>①選び方 <b>裏面のA1～G5までの組合せから1つ選択</b>（現物を支給）</p> <p>②変更 月毎の支給品目の変更は可能ですが、受領後の変更はできません。 （変更月の前月末日までにご連絡を）</p> <p>③変更の連絡先 高槻市長寿介護課もしくは下記事業者まで</p> <p>④サイズ おむつの種類によりS・M・L・XL・LLから1種類を選択</p> <p>⑤尿取り用パッド 通常は男性・女性用があります。夜用は男女兼用で、ふつう・特に多い があります。パンツ型用は4回吸収・6回吸収があります。大型は男女 兼用で、テープ型Lサイズ以上に適しています。おむつの種類にあわせ、 いずれかを選択してください。</p> <p>⑥数量 品目の組み合わせにより、数量が異なりますので、「支給品目一覧」 をご参照ください。</p> <p>⑦利用料 無料</p>
<p>配達について</p>	<p>①配達の開始 申請の翌月から</p> <p>②配達回数 自宅等に月1回（中旬ごろ）1ヶ月分の選択商品を配達します。</p> <p>③配達時の注意 配達時には受領印が必要です。受領書の内容をご確認のうえ、押印し てください。</p> <p>④不在のとき 再配達しますので下記事業者にお問合せください。</p>
<p>市への連絡</p>	<p>①要介護者または支給対象者が死去したとき</p> <p>②転居・転出したとき</p> <p>③要介護者が入院・入所等で、在宅での介護ができないとき</p> <p>④要介護者が介護保険の更新等で、要介護度3以下になったとき</p> <p>⑤世帯の市民税が非課税でなくなったとき</p>
<p>事業者への連絡 及び連絡先</p>	<p>利用品目を変更するとき（事業者もしくは市へ）</p> <p>所在地 兵庫県姫路市豊富町御蔭500-93</p> <p>会社名 株式会社 ゴトウ・アズ・プランニング</p> <p>電話番号 0120-810-510</p>